

運用ガイドライン(通知)等の見直しに係る 行政確認事項(厚年)

対象先	DB年金	厚年基金	DC	退職金	その他
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他
内容					

ポイント

標記につきましては、9/26付で省令通知の改正が行われましたが、それに伴う行政への確認事項につき、ご案内致します。

【確認事項のポイント】

- 今回の見直しについては、DB年金への適用は現状検討していない。
- 政策的資産構成割合は平成25年4月1日までに策定が必要。
- 政策的資産構成割合の決定にあたっての、「意見聴取に関わる専門的知識及び経験を有する者」とは、同割合の策定実務経験者や金融経済知識を有する者。
- 資産運用業務報告書（新様式）は平成25年度分（平成26年9月30日提出分）より適用。（年金ニュースNo.316の内容から変更）
- 運用基本方針作成のポイント、役職員倫理規定に盛り込むべき事項の例、オルタナティブ商品の資産分類等、オルタナティブ投資に係る資産運用業務報告書の記載方法等については、今後Q & A等で提示される予定。

[年金ニュースNo.316](#) ご参照

確認事項の詳細は次頁以降をご参照

主な行政あて確認事項と回答

全般について

該当箇所	意見・確認内容	行政回答
全般	今回の省令・通知改正は、今後、DB年金にも適用する予定か。	DB年金への適用は、現状、検討せず。 検討の場合も、厚年基金に係る改正をそのままDB年金に適用することはないと思われる（公的年金代行の有無の違いがあるため）。
全般	今回の厚生年金基金規則等の改正において、基金規約へ追加規定が必要となる項目はあるか？	基本的に、規約に追加規定するものはなし。 ただし、個別基金によっては必要となる可能性あり（精査要）。
全般	全ての基金において今回の省令・通知改正の趣旨を正しく踏まえた運用基本方針が定められるよう、運用基本方針のモデルを示してほしい。	<u>厚労省は運用基本方針のモデルは提示せず。</u> 運用基本方針作成のポイント等は必要に応じてQ&A等で示していきたい。

運用基本方針につきましては、弊社よりモデルおよび解説資料をご案内予定です。

主な行政あて確認事項と回答

厚生年金基金規則の改正について

該当箇所	意見・確認内容	行政回答
規則 【42条1項2号】	政策的資産構成割合の策定義務化は平成25年4月1日から施行されるが、平成25年4月1日時点で策定済でなければならないのか？ もしくは、平成24年度分の資産運用業務報告書に合わせて運用基本方針を提出するまで(平成25年9月30日まで)に策定済となれば良いのか？	平成25年4月1日時点で策定済である必要有。
規則 【42条3項】	「専門的知識及び経験を有する者」とは具体的にどのような者を想定しているのか？ 具体的に例示していただきたい。	例えば、政策的資産構成割合の策定実務の経験者や、その際必要となる金融経済の知識を有する者。 (徴収業務や給付業務の精通者でも運用に係る業務の知識経験がなければ、これに当たらない。)
	「専門的知識及び経験を有する者」に該当するかどうかは、(示される例を参考にして)基金において判断すればよく、特定の要件を満たすことが求められるものではないとの理解で良いか？	左記の通り、基金判断で可。
規則 【56条2項】	資産運用業務報告書は平成25年度分(平成26年9月30日提出)から新様式で、平成24年度分(平成25年5月15日提出)は旧様式でよいか。	左記の通り。 但し、運用の基本方針添付は旧様式での平成24年度分報告から適用。まとめると以下の通り。 【平成25年度】 <報告内容> 平成24年度の運用状況 <様式> 旧様式 <提出期限> 平成25年5月15日 <添付する運用基本方針> 平成25年4月1日時点で有効なもの (改正後のガイドライン準拠) 【平成26年度】 <報告内容> 平成25年度の運用状況 <様式> 新様式 <提出期限> 平成26年9月30日 <添付する運用基本方針> 平成26年3月31日時点で有効なもの (改正後のガイドライン準拠)

主な行政あて確認事項と回答

通知「厚生年金基金の資産運用報告者の役割及び責任に関するガイドライン」について

該当箇所	意見・確認内容	行政回答
ガイドライン通知 三(4)	伝統的資産、伝統的投資手法の定義を明確化されたい。 オルタナティブ投資に該当する投資商品の分類は基金判断か。	伝統的資産は内外債券・内外株式。伝統的投資手法は現物のロングポジション(買建て)。 投資商品の分類については、最終的に基金自身の判断によるべきもの。
ガイドライン通知 三(4)	オルタナティブ投資に係る運用受託機関の選任に当たっての留意事項とされている、適正と認められる「認証基準等の取得状況」とは何か。 当項目は、任意に留意すべき事項であって、認証基準等の取得自体は必須ではないと考えられます。	SSAE16、ISAE3402、GIPS等を想定。 SSAE16： 米国保証業務基準第16号による内部統制報告 (Service Organization Controls Reporting 16) ISAE3402： 国際保証業務基準による内部統制報告 (International Standard on Assurance Engagements) GIPS： グローバル投資パフォーマンス基準 (Global Investment Performance Standards)
ガイドライン通知 三(9)	(運用に関する)知識・経験に応じた研修等について、知識・経験等の程度と、研修等の実施形態・内容は、明確な基準はなく、各基金判断でよいか。 企業年金連合会実施研修の他にどのようなものが当たるか。	知識・経験等の程度と、研修等の実施形態・内容は、左記の通り、基金判断で可。 研修は企業年金連合会のほか、運用受託機関が実施するセミナー等も含む。
ガイドライン通知 三(10)	役職員の倫理規程(国家公務員倫理規程準拠)のモデルを示してほしい。 本規程の新設は予算代議員会付議後、4月1日までに実施するということが。	倫理規程に盛り込むべき内容の例をQ & Aで提示予定。 スケジュールについては、左記の通り。

認証基準につきましては、弊社の対応状況に係る資料をご用意しております。
役職員倫理規程につきましては、弊社よりモデル規程をご案内予定です。

主な行政あて確認事項と回答

「資産運用業務報告書」全般について

該当箇所	意見・確認内容	行政回答
資産運用業務報告書様式 1.(3)	政策的資産構成割合等の状況における「乖離許容幅」は、各基金が運用基本方針に定めるのか。 「乖離許容幅」の取扱いについて、明確化を求む。	各基金にて運用基本方針に定める。 取扱いはQ & Aで示す。
資産運用業務報告書様式 1.(3)	市場状況に応じて、運用機関が資産構成割合を機動的に変更する運用の場合、政策的資産構成割合の許容乖離幅が大きくなるがよいか(例えば0%～100%)	許容乖離幅は適切な大きさに設定すること。但し、左記のような運用の場合、一時的に許容乖離幅を超過することは差し支えなし。(弊社N型スイッチングバランス、下方リスク抑制型バランスなどが該当すると考えられます。)

オルタナティブ商品の分類等については、確認すべき事項がありますので、詳細につきましては、おってご案内予定です。